

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田 清彦 外105名

被告 国

## 求 釈 明

青森地方裁判所 民事部 御中

2021年10月6日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 石 紘 爾

弁 護 士 内 藤 隆

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 伊 東 良 徳

弁 護 士 中 野 宏 典

レッドセル内での耐震補強工事の可否等について

## 第1 被告の釈明の趣旨について

### 1 被告の釈明内容

被告は、令和3年9月17日付の「求釈明に対する回答書」において、耐震補強の要否に関する事項は基本設計に含まれないとしている。

### 2 被告の釈明の趣旨についての求釈明

個々の機器等について耐震補強を要するか、具体的にどのように耐震補強するかということは詳細設計に属するといえるが、被告は、本件再処理工場においては実放射性廃液を用いたアクティブ試験が実施されている結果、放射能レベルが高くて人が立ち入れないいわゆる「レッドセル」内で①補強工事が現実に技術的に可能であるのか、②アクセスできない箇所が多数に上るにも関わらず耐震補強の要否を判断できるのかについても、基本設計に属さず、釈明の要はないとするものか、明らかにされたい。

## 第2 被告による基本設計の審査における実現可能性の審査方針について

### 1 被告の審査方針についての求釈明

被告は、事業者の申請する基本的設計方針が技術的におよそ不可能なものである場合であっても、可能かどうかは設計及び工事計画認可で審査するとして、技術的に可能かどうかは審査することなく事業指定あるいはその変更許可を行うという審査方針をとっているのか否か、明らかにされたい。

### 2 被告の釈明と審査方針の関係について

上記の点について、技術的に可能か否かについて審査し、およそ不可能な基本的設計方針や荒唐無稽な基本的設計方針を事業者が申請した場合は事業指定ないしその変更許可をしないという審査方針をとっている場合、それにも関わらず、人が立ち入ることができないレッドセル内での耐震補強工事が技術的に可

能であるかを審査判断することなく本件変更許可を行ったとする被告の釈明がその審査方針とどのように整合するのか説明されたい。

### 第3 本件変更許可の適合性審査について

#### 1 本件変更許可あるいは福島事故後の適合性審査における被告の方針について

被告は、本件変更許可における適合性審査において、重大事故対応でも作業員の対応についてアクセスルートを確認し、現場までの移行や作業の所要時間や作業員の分担を確認し、さらには実施訓練まで審査で検討している。被告は、福島原発事故後の適合性審査では、現実に可能かどうかを審査するという方針ではなかったのか、この点に関する被告の審査方針を明らかにされたい。

#### 2 運転中の保守点検が可能な設計と基本設計上の要求について

今回の変更許可に関する安全審査書（乙A第53号証）でも、重大事故等対処設備については「本件再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できる設計とすること」が基本設計上の要求事項とされている（甲A第53号証225ページ）。この点から見ても、保守点検が可能な設計であるか否かは基本設計に属すると被告は判断したのではないか。その点について明らかにされたい。

#### 3 本件変更許可時の審査と被告の釈明の関係

耐震補強工事が現実的技術的に可能か否か、補強工事が可能な設計とするか否かが基本設計に属しないと被告の釈明は、これらの本件許可の際の被告の審査とどのように整合するのか、説明されたい。

### 第4 基本設計と詳細設計の区分、判別について

#### 1 判断の根拠と基準について

被告は、再処理施設の設計において、それが基本設計に属するのか詳細設計に属するのかを、いかなる法令上の根拠に基づき、何を基準に判別しているのかを明らかにされたい。

## 2 判断の時期

被告の主張する基本設計の範囲は、法令により予め決定・特定されているのか否か、基本設計の範囲の判断はいつ誰によってなされるのかを明らかにされたい。

以上